

令和元年 11 月

第 1 回 臨時 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

令和元年 1 1 月 1 1 日

亀山市議会臨時会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和元年11月11日（月）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第85号 亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 第 5 報告第17号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	10 番	森 美和子 君
11 番	鈴 木 達 夫 君	12 番	岡 本 公 秀 君
13 番	伊 藤 彦太郎 君	14 番	前 田 耕 一 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総 合 政 策 部 長	山 本 伸 治 君	生 活 文 化 部 長	佐久間 利 夫 君
健 康 福 祉 部 長	井 分 信 次 君	産 業 建 設 部 長	大 澤 哲 也 君
上 下 水 道 部 長	宮 崎 哲 二 君	危 機 管 理 監	服 部 政 徳 君
総 合 政 策 部 次 長	落 合 浩 君	生 活 文 化 部 次 長 兼 関 支 所 長	青 木 正 彦 君
健 康 福 祉 部 次 長	伊 藤 早 苗 君	産 業 建 設 部 次 長	亀 淵 輝 男 君
生 活 文 化 部 参 事	深 水 隆 司 君	生 活 文 化 部 参 事	谷 口 広 幸 君
健 康 福 祉 部 参 事	豊 田 達 也 君	産 業 建 設 部 参 事	久 野 友 彦 君
産 業 建 設 部 参 事	草 川 保 重 君	会 計 管 理 者	渡 邊 知 子 君
消 防 長	平 松 敏 幸 君	消 防 部 長	豊 田 邦 敏 君
消 防 署 長	原 博 幸 君	地 域 医 療 統 括 官	伊 藤 誠 一 君

地域医療部長	古田秀樹君	教 育 長	服 部 裕 君
教 育 部 長	草 川 吉 次 君	教育委員会事務局参事	亀 山 隆 君
監 査 委 員	渡 部 満 君	監査委員事務局長	木 崎 保 光 君
選挙管理委員会	松 村 大 君		
事 務 局 長			

●事務局職員

事 務 局 長	草 川 博 昭	書	記 水 越 いづみ
書	記 村 主 健太郎		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから令和元年第1回亀山市議会臨時会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

4 番 今 岡 翔 平 議員

1 3 番 伊 藤 彦太郎 議員

の両名を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日からあす12日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

会期は本日からあす12日までの2日間と決定しました。

次に、日程第3、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますのでご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件及び令和元年度定期監査結果報告書が提出されておりますので、ごらんおきください。

次に、日程第4、議案第85号及び日程第5、報告第17号の2件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第 85 号 亀山市公共下水道条例の一部改正についてでございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 14 日に公布されました。これを受けて内閣府から各府省に対し、政省令以下の法令等における欠格条項の見直しについても整備法の整備方針を踏まえた対応を行う方針が示されたことから、市町村の条例整備の参考として示されている標準下水道条例が令和元年 9 月 2 日に改正されました。このことから、本条例においても標準下水道条例を参考として成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の指定の基準について、成年被後見人等であることをもって一律に指定を行わないとする規定を改め、精神の機能の障害の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断するものいたします。

なお、施行日は、令和元年 12 月 14 日といたします。

次に、報告第 17 号 専決処分の報告についてでございますが、亀山市みどり町地内において発生した庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和元年 10 月 29 日に地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定より報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、今議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第 85 号及び報告第 17 号について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第 85 号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり産業建設委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

産業建設委員会

議案第 85 号 亀山市公共下水道条例の一部改正について

○議長（小坂直親君）

なお、報告第 17 号につきましては、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

次に、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす12日は午前10時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会します。

(午前10時08分 散会)

令和元年 11 月 12 日

亀山市議会臨時会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和元年11月12日（火）午前10時 開議

第 1 議案第85号 亀山市公共下水道条例の一部改正について

第 2 委員会提出議案第7号 亀山市議会委員会条例の一部改正について

●追加日程

第 1 副議長の辞職許可

第 2 副議長の選挙

第 3 閉会中の継続調査について

第 4 議案第86号 亀山市監査委員の選任同意について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	10 番	森 美和子 君
11 番	鈴 木 達 夫 君	12 番	岡 本 公 秀 君
13 番	伊 藤 彦太郎 君	14 番	前 田 耕 一 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総 合 政 策 部 長	山 本 伸 治 君	生 活 文 化 部 長	佐久間 利 夫 君
健 康 福 祉 部 長	井 分 信 次 君	産 業 建 設 部 長	大 澤 哲 也 君
上 下 水 道 部 長	宮 崎 哲 二 君	危 機 管 理 監	服 部 政 徳 君
総 合 政 策 部 次 長	落 合 浩 君	生 活 文 化 部 次 長 兼	青 木 正 彦 君
		関 支 所 長	
健 康 福 祉 部 次 長	伊 藤 早 苗 君	産 業 建 設 部 次 長	亀 淵 輝 男 君
生 活 文 化 部 参 事	深 水 隆 司 君	生 活 文 化 部 参 事	谷 口 広 幸 君
健 康 福 祉 部 参 事	豊 田 達 也 君	産 業 建 設 部 参 事	久 野 友 彦 君

会 計 管 理 者	渡 邊 知 子 君	教 育 長	服 部 裕 君
教 育 部 長	草 川 吉 次 君	教育委員会事務局参事	亀 山 隆 君
監 査 委 員	渡 部 満 君	監査委員事務局長	木 崎 保 光 君
選挙管理委員会	松 村 大 君		
事 務 局 長			

●事務局職員

事 務 局 長	草 川 博 昭	議 事 調 査 課 長	渡 邊 靖 文
書 記	水 越 いづみ	書 記	村 主 健太郎
書 記	西 口 幸 伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、現在太森町地内で住宅火災が発生しており、まだ鎮火いたしておりません。平松消防長、豊田消防部長及び原消防署長はその対応に当たるため、また草川産業建設部参事は公務のため、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第2号により取り進めます。

それでは、昨日の本会議におきまして、産業建設委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第85号を議題とします。

産業建設委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第85号 亀山市公共下水道条例の一部改正について

原案可決

令和元年11月11日

産業建設委員会委員長 伊 藤 彦太郎

○議長（小坂直親君）

伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

11日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、同日当委員会を開催いたしました。まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第85号亀山市公共下水道条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、標準下水道条例が改正されたことから、本条例においても成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、工事を行う者の指定について、精神の機能の障がいの状況を個別的、実質的に審査するとのことだが、誰がどのように判断するのかとの質疑があり、これについては、従来どおり申請の際に指定の基準第4号のいずれにも該当しないことの誓約書を提出していただき、適切に工事が行えるかどうかを下水道課で審査するとの答弁でありました。

次に、条例の改正により実質的な変化があるのかとの質疑があり、これについては、今までの指定の基準は成年被後見人等を一律に排除していたが、これからは個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

産業建設委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第85号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第85号亀山市公共下水道条例の一部改正について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、議案第85号について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第85号亀山市公共下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2、委員会提出議案第7号亀山市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

森 美和子議会運営委員会委員長。

○10番（森 美和子君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第7号につきましては、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

議会運営委員会の委員については、亀山市議会運営委員会内規第2条において、2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じて定められた人数を選出することとしています。今般、会派異動及び会派結成に伴い、内規に基づき選出する議会運営委員会の委員数に変更が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、第4条第2項に定める議会運営委員会の委員の定数を「6人」から「7人」に改めます。

なお、施行日は公布の日といたします。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第7号について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第7号については、会議規則第36条第2項の規定により常任委員会への付託をしないこととします。

次に、委員会提出議案第7号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第7号亀山市議会委員会条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第7号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時06分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長の中崎孝彦議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題とします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（草川博昭君） 「辞職願朗読」

○議長（小坂直親君）

お諮りします。

中崎孝彦議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

中崎孝彦副議長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長（小坂直親君）

ただいまの出席議員数は１８人であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（小坂直親君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

○議長（小坂直親君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局長（草川博昭君）

１ 番 草 川 卓 也 議員

２ 番 中 島 雅 代 議員

３ 番 森 英 之 議員

４ 番 今 岡 翔 平 議員

５ 番 新 秀 隆 議員

６ 番 尾 崎 邦 洋 議員

７ 番 中 崎 孝 彦 議員

８ 番 豊 田 恵 理 議員

９ 番 福 沢 美由紀 議員

１０番 森 美和子 議員

１１番 鈴 木 達 夫 議員

１２番 岡 本 公 秀 議員

１３番 伊 藤 彦太郎 議員

１４番 前 田 耕 一 議員

１５番 前 田 稔 議員

１６番 服 部 孝 規 議員

１８番 櫻 井 清 蔵 議員

１７番 小 坂 直 親 議員

○議長（小坂直親君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（小坂直親君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

3番 森 英 之 議員

4番 今 岡 翔 平 議員

を指名します。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（小坂直親君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票16票、無効投票2、有効投票中、新 秀隆議員16票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、新 秀隆議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました新 秀隆議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

5番 新 秀隆議員にご挨拶をお願いします。

○5番（新 秀隆君登壇）

このたび皆様のご推挙をいただきまして、副議長という大任を拝命することとなりました、新秀隆でございます。どうかよろしくお願いいたします。

議員としてはまだまだ未熟ではございますが、小坂議長をしっかりと補佐し、そして誠心誠意尽くしてまいりたいと思います。

小坂議長が就任された昨年ではございますが、申しておりました。議員としての市民への説明責任を果たす、かいつまんでありますが、そのためにも、議員は言うまでもなく、行政の監視機能、みずからの努力、その努力によって自身を研さんしていく。そしてまた、市民のために二元代表制の一翼を担う責務を果たしていかななくてはならないと思っております。

現在、第2次総合計画の中、本年は前期基本計画のスタートする初年度でもある大切な時期でございます。まだまだ財政的には厳しい中ではございますが、そういう中でこそ、市長を初め執行機関、また皆さんとともに円滑な議会運営、そして皆さんが屈託のない意見を述べられるような議会運営であっていただきたいと思います。まだまだ至らぬ点もございますが、どうか皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

暫時休憩いたします。

（午前 10 時 41 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名しました。

また、各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。各委員会の委員及び委員長、副委員長については、お手元に配付いたしました文書のとおりでございますので、ごらんおきください。

※ 常任委員会委員名簿

	総務委員会		教育民生委員会		産業建設委員会	
	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
委員長	6 番	尾 崎 邦 洋	4 番	今 岡 翔 平	1 2 番	岡 本 公 秀
副委員長	2 番	中 島 雅 代	1 番	草 川 卓 也	3 番	森 英 之
委員	7 番	中 崎 孝 彦	1 0 番	森 美和子	5 番	新 秀 隆
	8 番	豊 田 恵 理	1 1 番	鈴 木 達 夫	1 3 番	伊 藤 彦太郎
	9 番	福 沢 美由紀	1 6 番	服 部 孝 規	1 5 番	前 田 稔
	1 4 番	前 田 耕 一	1 8 番	櫻 井 清 蔵		

※ 予算決算委員会委員名簿

	議席	氏 名
委員長	7 番	中 崎 孝 彦
副委員長	8 番	豊 田 恵 理
委員	1 番	草 川 卓 也
	2 番	中 島 雅 代
	3 番	森 英 之
	4 番	今 岡 翔 平
	5 番	新 秀 隆

	6 番	尾 崎 邦 洋
	9 番	福 沢 美由紀
	1 0 番	森 美和子
	1 1 番	鈴 木 達 夫
	1 2 番	岡 本 公 秀
	1 3 番	伊 藤 彦太郎
	1 4 番	前 田 耕 一
	1 5 番	前 田 稔
	1 6 番	服 部 孝 規
	1 8 番	櫻 井 清 蔵

※ 議会運営委員会委員名簿

	議席	氏 名
委員長	1 0 番	森 美和子
副委員長	1 6 番	服 部 孝 規
委員	3 番	森 英 之
	4 番	今 岡 翔 平
	1 2 番	岡 本 公 秀
	1 3 番	伊 藤 彦太郎
	1 4 番	前 田 耕 一

○議長（小坂直親君）

次に、亀山駅周辺整備事業特別委員会委員の辞任及び選任について、先ほど3番 森 英之議員から委員の辞職願が提出されましたので、亀山市議会委員会条例第14条の規定に基づき、議長においてこれを許可しました。後任には、亀山市議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において8番 豊田恵理議員を指名しましたので、ご報告します。

次にお諮りします。

議会運営委員会の委員長より、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について調査するため、会議規則第105条の規定に基づき、議会の閉会中も委員会を開催できるよう、お手元に配付の閉会中の継続調査申出書の提出がありましたので、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査について日程を追加し、議題とすることに決定しました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件
 - ・ 議会の運営に関する事項
 - ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - ・ 議長の諮問に関する事項
2. 理 由 議会運営等に関し調査・研究するため
3. 調査期間 委員の任期中

令和元年11月12日

議会運営委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

○議長(小坂直親君)

続いてお諮りします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 1時02分 休憩)

(午後 2時00分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、伊藤地域医療統括官及び古田地域医療部長は公務のため、これより会議を欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、ただいま市長から、追加議案として議案第86号亀山市監査委員の選任同意についてが提出されました。

お諮りします。

本案を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議案第86号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第86号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、議会の議員から選任する監査委員として、伊藤彦太郎議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いてお諮りします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

本案は、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第86号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第86号について起立により採決を行います。

議案第 8 6 号 亀山市監査委員の選任同意について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第 8 6 号 亀山市監査委員の選任同意については、同意することに決定しました。

ただいま同意されました 1 3 番 伊藤彦太郎議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いいたします。

1 3 番 伊藤彦太郎議員。

○1 3 番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいま監査委員の選任同意に同意いただきまして、監査委員をさせていただくことになりました。

監査委員といいますと、よく議会のチェック機能といいますけれども、議会議員とはまた少し違った立場で市政をチェックすることになるということで、非常に重責だと思っております。こうして選ばれたことに対しましても、非常に身の引き締まる思いであります。まだまだ未熟ではありますけれども、少しでも市政のお役に、そして市民のためになるよう精いっぱい頑張りたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

以上で本臨時会の議事は全て終了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和元年第 1 回 亀山市議会臨時会は、これをもって閉会します。

(午後 2 時 0 4 分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和元年 1 1 月 1 2 日

議 長 小 坂 直 親

4 番 今 岡 翔 平

1 3 番

伊 藤 彦太郎